平成２２年（フ）第１５５９号
仙台市泉区南光台南３丁目30番17号　ファーストエイト南光台１―205
債務者　内田　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７７号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目15番地の31　グレースハイツM203
債務者　廣谷　隆司
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７８号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目15番地の31　グレースハイツM203
債務者　廣谷小百合
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８１号
仙台市太白区長町４丁目７番３号　第３大友アパート６
債務者　森　　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８６号
仙台市青葉区川平３丁目33―１―406、住民票上の住所仙台市青葉区北山１丁目23番６号
債務者　浅野　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９８号
仙台市若林区若林２丁目５番１号　第１鈴文ハイツ105
債務者　高橋　宣光
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１９号
仙台市泉区高森１丁目１番地の317　高森パークハウス壱番館201
債務者　吉野　正彦
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２６号
仙台市太白区太白３丁目１番６―202号
債務者　松下　友美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３３号
仙台市宮城野区安養寺３丁目７番１―1201号、旧住所宮城県気仙沼市田中前１丁目６番地10
債務者　小野寺広恵（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４８号
仙台市太白区鈎取２丁目23番50号　乙女荘103
債務者　三浦　良子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
山形市大字滑川230番地11
債務者　佐藤　裕二
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４０号
山形県天童市久野本４丁目15番42号
債務者　安喰　知加
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４４号
山形市上町３丁目16番４号　クローネ上町101号
債務者　塚本　　勉
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４９号
山形市印役町３丁目８番29号
債務者　武田　健次
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８０号
福島県喜多方市関柴町上高額字ネハコ54番地22　エンジェルＩ１階102号、前住所福島県喜多方市山都町字中石打場3291番地１　市営松ヶ丘団地Ｃ―３
債務者　木村理恵子（旧姓新明）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
茨城県桜川市岩瀬1570番地３　アスカハイツＢ棟201
債務者　宮田　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６５２号
茨城県水戸市けやき台１丁目72番地の６、旧住所茨城県石岡市南台４丁目18番６号　篠原剛一郎
債務者　上野　昌子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで　水戸地方裁判所